

令和6年4月

保護者 様

松阪市立中川小学校

校長 鈴木 純

暴風警報・暴風雪警報・特別警報発令時等における対応について

陽春の候、保護者の皆様には、ますますご健勝のことと存じます。日頃は中川小学校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、松阪市においては、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令された場合には、下記のような対応をしていただくことになっています。ご確認いただき、安全第一の対応をよろしく願います。また、急な連絡には、『きずなネット』の活用を考えています。

対応していただきやすいよう、この文書をよく見える位置に貼るなどしておいてください。

1 始業（登校）前に松阪市に【暴風警報】【暴風雪警報】【特別警報】が発令されている場合

（松阪市を含んだ広域で発令されている場合も含まれます。）

- (1) 登校を中止し、自宅待機させてください。
- (2) 暴風警報・暴風雪警報・特別警報が午前11時までに解除された場合は、解除後2時間の余裕をもって授業を始めますので、その間に安全を十分確認の上、登校させてください。

ただし、次のような場合は、登校を中止し自宅待機させてください。
 - ① 市の教育委員会からの指示または学校の状況判断によって、登校中止（自宅待機）等の連絡が学校からあった場合
 - ② 大雨、洪水、河川の増水、崖崩れ、道路の決壊等の状況により、登校に危険があると地域や保護者の方等において判断された場合
- (3) 午前11時においてもなお暴風警報・暴風雪警報・特別警報が解除されない場合は、当日の授業を中止し、学校は臨時休業となります。（この場合、翌日の授業は、連絡がない限り翌日の曜日の時間割となります。）

2 登校後に松阪市に【暴風警報】【暴風雪警報】【特別警報】が発令された場合

直ちに授業を中止し、下校または学校待機とします。
（下校の場合には、地区担当が引率の上、集団下校となります）

3 その他

暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令されていなくても、大雨等気象状況が悪化して危険が予想される場合や、緊急事態等が発生した場合は、自宅待機等の処置をさせていただく場合があります。その際はきずなネットで連絡させていただきますので、ご了解の程、よろしくお願いいたします。

- ※ 特別警報とは、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報です。
- ※ 学校でも、随時各地区を見回り状況確認を行います。ご家庭の周りや地区の状況について、学校へ情報提供いただきますと大変助かります。よろしくお願いいたします。